

八王子市立四谷中学校 令和7年度 いじめの防止等の基本的な方針と取組内容

学校のいじめ防止等の基本的な考え方

法や条例等

- 〈国〉いじめ防止対策推進法（H25）
いじめ防止等のための基本的な方針（H29 改定）
いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（H29）
不登校重大事態に係る調査の指針（H28）
- 〈都〉東京都いじめ防止対策推進条例（H26）
東京都いじめ防止対策推進基本方針（H26）
東京都教育委員会いじめ総合対策【第2次・一部改定】（R3）
- 〈市〉いじめを許さないまち八王子条例（H29）
八王子市教育委員会いじめ防止等に関する基本的な方針（R3.2月改定）

八王子市立四谷中学校 いじめ防止基本方針

〇いじめの防止等に関する基本的な考え方

全ての教職員に、「いじめはどの子どもにも、どの学校においても起こりえる、だれもが加害者にも被害者にもなり得る」という認識に立ち、教育委員会や保護者、地域と連携し、いじめの未然防止と早期発見、早期対応に取り組んでいく。

〇令和7年度の重点項目

いじめられている子どもの立場に立った親身の指導を行う。

令和7年度はいじめの防止等に向けた課題

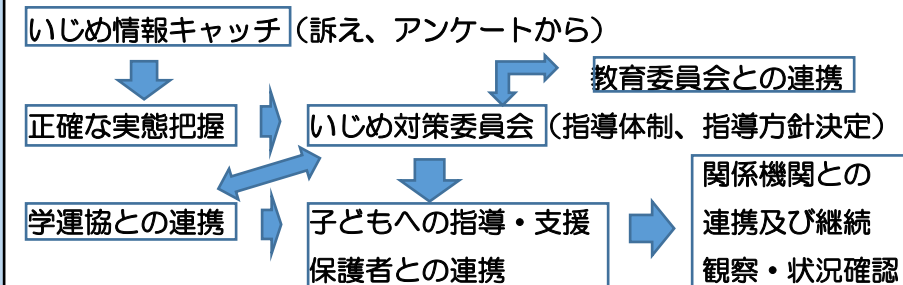
- ・法によるいじめの定義が、個々の教職員によっていじめの捉え方に差があり、いじめの認知と対応に混乱を招いている。
- ・教職員が一人で抱えることがなく組織的な対応と情報の共有を徹底する
- ・加害者、被害者の話をしっかり聞き、早期対応を徹底する。

いじめの防止等に関する校内体制

学校いじめ対策委員会

- 〇開催日 毎週水曜日 8時45分から
- 〇構成員 校長、副校長、教務主任、生活指導主任、学年主任、養護教諭、SC、特別支援コーディネーター
※生活指導主任が対策委員会のコーディネーターを務めます。
- 〇役割 いじめの認知、いじめの対応協議、いじめの解消判断
校内研修の計画、学校いじめ防止基本方針の見直し 等

いじめ対応の流れ



いじめの防止等に関する教員研修

- 4月2日 「学校いじめ防止基本方針の共通理解」
- 8月26日 「重大事態の理解と対応」
- 1月8日 「いじめへの組織的な対応」

いじめの防止等に向けた授業、児童・生徒の取組

いじめの防止等に関わる授業

- ・セーフティ教室の実施（全校）
- ・いじめ防止プログラムの実施（1年生）
- ・SNSの使用について（2年生）
- ・SNSやいじめを題材とした考える道徳を年3回実施。
- ・各教科におけるいじめに関わる授業実施。

SOSの出し方に関する授業

- ・4月の全校生活オリエンテーションの時間を活用したSOSの出し方や相談できる大人の作り方についての指導をする。
- ・2学期、3学期については学級活動の中で取り組んでいく。
- ・毎週水曜日の放課後の時間も活用した二者面談の実施。

いのちの大切さを共に考える日の取組

- ・命の大切さについて共に考える日を7月に設定し、校長講話を実施する。
- ・7月の第2週目の「特別な教科 道徳」の時間に生命の尊さについての内容の授業を実施する。
- ・2年生でがん教育を12月に、3年生で赤ちゃんふれあい事業を7月に実施し、健康と命の大切さについて、主体的に考えることができるよう取組む。

生徒の自己肯定感を高める取組

- ・自己肯定感を高めるために生徒一人ひとりへの個別の配慮、支援を実践していく。
- ・カウンセリングマインドに基づく教育相談の充実に努めるとともに、特別支援教育校内委員会を通じて、スクールカウンセラーとの連携を図り、「気になる生徒」「不登校生徒」への対応、いじめに関するアンケート、生活振り返りアンケート、Q-U、子ども見守りシートなどの活用を継続的に行い、組織的に取組む。

保護者・地域・関係機関との連携

保護者

- ・保護者会等の機会に、学校いじめ防止基本方針等を説明する。
- ・子ども見守りシートの活用を周知し、いじめの早期発見・早期対応を図る。
- ・学校評価アンケートによる評価を学校はいじめ防止等の取組の改善につなげる。

地域

- ・学校運営協議会で学校はいじめ基本方針やいじめ防止等に関する取組を議題として協議する。
- ・道徳授業地区公開講座や授業公開等で学校はいじめ防止等の取組を地域に公開する。
- ・学校ホームページ等で学校の取組を周知する。

関係機関

- ・学校サポートチームを活用して、地域や関係機関等と連携して迅速にいじめに対処する。
- ・事案に応じて、児童相談所やSSW、警察等の関係機関とケース会議をもつなど、連携して対応する。
- ・児童や家庭へ相談窓口の一覧を長期休業前に周知する。